

2023年度 夏期合同研究

第1分科会

実践的弁護士費用保険活用法 ～LACの現状分析総ざらい

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 池田 龍吾 (71期)

本分科会では、日弁連LACが関与する弁護士費用保険の種類及び弁護士費用保険の保険金請求をする際の問題点を取り上げた。

開会の辞として、伊藤委員長から、弁護士費用保険の近年における年間取扱件数は、日弁連LACでは37,000～39,000件程度、当会LACでは1,800～1,900件程度であり、交通事故以外の拡大分野においても続々と商品化されていることが報告された。

本編第一部として、神永副委員長から、日弁連LACが

関与する弁護士費用保険は2023年6月現在11種類商品化されていること及びそれぞれの概要が報告された。

本編第二部として、伊藤委員長及び神永副委員長から、弁護士費用保険の保険金請求をする際の問題点が取り上げられ、保険金請求にあたり疑義が生じうる事項については、事前に保険会社へ確認及び協議をすべき旨が報告された。

最後に、石田副委員長から、弁護士費用保険は、日弁連LACと保険会社が練り上げて商品化しているので利用されたい旨報告され、閉会となった。

第2分科会

主任弁護士と共に学ぶ、技能実習生の死体遺棄事件 ～逆転無罪判決への道のり及び同判決に見る技能実習制度の構造的問題～

外国人の権利に関する委員会委員長 林 純子 (68期)

石黒大貴弁護士（熊本県弁護士会）に、妊娠した実習生を取り巻く問題と孤立出産事例における死体遺棄罪の成立範囲について、解説をしていただいた。

本事件は、ベトナム人技能実習生が2020年11月に、熊本県内の実習先の寮で双子を孤立出産（死産）した後、遺体をタオルで包んで、弔いの手紙と一緒に段ボール箱に入れておいたところ、死体遺棄罪に問われたものである。一審・二審は、女性の行為が死体の放置または隠匿に当たるとして遺棄を認めしたが、最高裁は、「習俗上の埋葬等と相いれ

ない処置とは認められない」として死体遺棄罪の成立を否定、無罪判決を言い渡した（最高裁第二小法廷令和5年3月24日判決（公刊物未登載））。

本事件の背景には技能実習制度があるものの、孤立出産という意味ではより広い問題であること、また、国内外には様々な習俗上の葬祭方法があるにもかかわらず、裁判所が葬祭方法として認められる行為を判断することは、信教の自由の侵害となる可能性が高いこと等をご指摘いただいた。

第3分科会

裁判所に憲法判断を求める手法と技術 ～最高裁判所判事及び憲法訴訟代理人の立場から～

憲法問題対策センター事務局長 津田 二郎 (57期)

「どうすれば裁判所が憲法判断をせざるを得なくなるか、代理人ができることは何か」を問題意識として、元最高裁判所裁判官であり、憲法訴訟の代理人でもある泉徳治会員による講演を行った。

泉会員は、裁判官が違憲審査に消極的な理由として、①選挙で選ばれていないという裁判官の意識と、②裁判官が刑事民事事件に比較して違憲審査に不慣れであること、③憲法の条文が抽象的であることを指摘した。同時に対策として①裁判所の役割について正しい認識を求めること、

②国家行為が合憲となるための要件を踏まえて違憲の主張をすること、③外国の判例、国際人権条約機関の見解を提示することを提案した。

さらに国歌斉唱拒否事件や夫婦別姓事件など具体的な事案を題材に、何が違憲判断の結論を分けたのかを分析し解説した。

泉会員が、憲法訴訟に有用な資料として、会報LIBRAの憲法センター連載「憲法判例ができるまで」を指摘していたのは、望外の喜びであった。

7月10日から14日の5日間に亘って、2023年度夏期合同研究が開催された。本年度もZoomを利用した完全オンライン開催となった。18の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ711名、全体討議はのべ65名が参加した。

第4分科会

不法行為法実務での課題

不法行為法研究部部員 志賀 晃 (59期)

「逸失利益の算定について一うべかりし収入と中間利息控除」(神村大輔部員 (57期))

この発表では、まず、営業利益等の賠償請求において不法行為発生当時の賠償請求者の売上が増加傾向にあってもこの傾向の賠償額への反映に消極的な裁判例の問題が指摘された。

また、中間利息控除という点につき、最高裁令和2年7月9日判決後もなお、現状では定期金賠償請求が活用されていない実情等の説明が行われた。

「中通り訴訟判決報告」(野村吉太郎部員 (41期))

いわゆる中通り訴訟(東日本大震災時における福島第一原子力発電所事故につき、福島県中通り地域の自主的避難等対象区域の住民が原子力事業者に対して損害賠償請求を行った訴訟)について、原告訴訟代理人であった野村部員が、その活動内容等の報告を行った(野村部員には「福島第一原発事故中通り訴訟」(作品社)という著作があるので、是非ご一読されたい)。

なお、本分科会には、40名超の会員の参加があった。

第5分科会

『フリーランス新法』の概要と実務上の留意点 ～フリーランスからはどう見えているのか?～

中小企業法律支援センター委員 枝廣 恭子 (62期)

本年4月28日「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)が成立し、2024年秋までに施行予定である。その意義や課題について、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会(以下「フリーランス協会」)の方も招いて議論した。

まず、当センターの委員及び研修員から、新法が制定された背景やポイントが紹介された。

その後、フリーランス協会の方から意見をいただいた。

フリーランス協会代表理事の平田麻莉氏は、新法で、取引条件の明示義務や、受領拒否や報酬減額といった禁止行為が明記されたことは非常に有意義であり、就業環境の整備が規定されたことは期待以上の内容であると述べた。フリーランスは自身の選択で自由な働き方を選んでいる面もあり、労働者と同様に保護されることではなく、適正な取引が行われることを強く求めているのであり、新法の下で実現することを望むと締めくくった。

第6分科会

裁判官の職務情報提供の推進に向けて ～弁護士へのアンケートを素材として

裁判官の職務情報提供推進委員会委員長 茜ヶ久保 重仁 (52期)

まず、委員長から委員会の活動内容と裁判官の再任期や人事評価のための情報提供制度について簡単な説明を行った。

続いて事前に実施して集まった50通の裁判官アンケートの回答内容を説明した上で参加者にアンケートの内容に関する感想や自身が経験した裁判官の訴訟指揮その他について報告をしてもらい、意見交換などを行った。

アンケートの内容からは思ったよりも上記情報提供制度が知られていたことがわかり、また、報告書を出さない大き

な理由は担当裁判官に消極情報を提供したことを知られた場合に不利益があると考える会員はほとんどおらず、単に多忙なことなどの理由によることが分かった。今回のアンケートについては有益な情報も多いので今後も定期的に行うべきとの意見も出された。

第7分科会

シン・英文契約書入門

国際取引法部事務局長 松本 甚之助 (59 期)

本分科会においては、「シン・英文契約書入門」と題して、連合王国（イングランドおよびウェールズ）、米国（ニューヨーク州およびニュージャージー州）の弁護士資格を有する岩村浩幸部員による講演が行われた。

英文契約書に関して、依頼者へのアドバイスを行うにあたり、留意すべき点について、5W1H（どこで、だれが、いつ、何を、どうして、どのように）の観点から、英米法を準拠法とした場合の具体的な解説がなされた。

講師の英米の大手法律事務所のパートナーとしての豊富

な経験に基づきつつも、我々が多く取り扱う中小企業への立場にも配慮した解説がなされ、英文契約のレビューの経験が多い会員にも少ない会員にも新たな気づきが得られる有益な内容であった。従来、外国の相手との契約においては日本語での締結についてはそもそも検討対象外としてきたが、英米の事務所のレビューコストが高いことから、外国の相手との契約でも日本法・日本語で契約を締結することが全ての当事者においてコスト削減になる可能性もあるとの示唆があったのが新しい気づきであった。

第8分科会

菊池事件にみるハンセン病差別

人権擁護委員会副委員長 金丸 哲大 (67 期)

本分科会では、現在第4次再審請求が熊本地方裁判所に係属中である菊池事件について、同事件の弁護団長を務める徳田靖之弁護士（大分県弁護士会）を講師として招き、ハンセン病に対する偏見や差別が事件に与えた影響や再審請求における争点のほか、菊池事件の最大の特徴ともいえる特別法廷について、その実態や違憲性等について解説していただいた。

菊池事件のようにハンセン病患者に関する裁判という理由で裁判所外に設置された特別法廷で審理された事件は判

明しているだけで95件あるが、弁護人が特別法廷の違憲性を争った事件は一つもない。「我々弁護士が人権の重要性を肌感覚で身につけなければ、「社会の安全のためには人権が制約を受けてもやむを得ない」という理屈によって同じような過ちを繰り返す恐れがある」という徳田弁護士の指摘は、人権擁護を使命とする弁護士にとって常に意識していなければならない重要な視点だと感じた。（参加者17名）

第9分科会

これからどう変わる？ 担保法制改正の議論

法制委員会副委員長 吉直 達法 (67 期)

当分科会では、本年1月に実施された担保法制の見直しに関する中間試案に対するパブコメを踏まえて、担保法制改正の議論を概観した。

はじめに後藤隆士部会長から、法制審における部会の設置やこれまでの議論状況の説明がなされた。第1パートでは担保権の効力、担保権の対抗要件及び優劣関係（田川瑛久研修員及び筆者）、第2パートでは担保権の実行及び担保権の倒産手続における取扱い（志甫治宣委員及び倉岡龍一研修員）、第3パートでは事業担保制度を含むそ

の他の担保権（露木德行委員及び島田泰河研修員）について、それぞれ発表した。最後に廣畑牧人委員長が全体を総括した。いずれのパートにおいても、設定者側と担保権者側の立場の違いによって、考え方が異なる点が明らかとされた。

法制審の部会では、現在も担保法制改正の議論が続けられており、民法などの実体法のみならず、執行法や倒産法を含めた多岐にわたる改正が予定されている。今後の議論が注目される。

第10分科会

よりそい弁護士制度について

刑事拘禁制度改革実現本部委員 氏家 宏海 (61期)

「よりそい弁護士制度」について、既に制度を導入した札幌弁護士会の元刑事拘禁制度検討委員長の高野俊太郎弁護士にお話しいただいた。

「よりそい弁護士」の具体的な活動として、出所後の居住の確保や出所後に被害弁償が予定されていた事案について弁護人段階から引き続いて行った活動などが挙げられ、更生のために役立つと考えられることは広くよりそい弁護士の活動として認められている。また、令和3年度は、相談のみが8件・実際に活動したケースが3件、令和4年度は、相談のみが

16件・活動が7件であり、認知度の高まりから、刑事施設の職員からの相談も増加した。制度導入にあたり、札幌矯正管区と、面会時間を1時間に延長すること、面会・信書を面会等の回数にカウントしないこと、各刑事施設のテレビ会議システムの利用などについて協定を締結している。

罪に問われた人の円滑な社会復帰及び再犯の防止等に有用性があるとされ、東京では、既に二弁は導入済みであり、一弁でも検討が進められている。当会においても導入が求められているところである。

第11分科会

暗号資産(仮想通貨)と税務について

税務特別委員会副委員長 小田島 良磨 (60期)

本分科会では、当委員会所属の4名から暗号資産(仮想通貨)と税務についての説明、及び仮想通貨課税特有の問題点が解説された。

まず、筆者から、仮想通貨の簡単な説明及び租税法の基本概念の説明をした。

次に、水村佳和委員から、仮想通貨の課税時期と価格の評価、仮想通貨の増加と減少に伴う課税関係、仮想通貨を用いた信用取引の課税関係と、取得原価の計算方法及び仮想通貨の現在価格による換価では納税資金が足りな

くなる例などが示された。

次に、今川正顕委員から、仮想通貨と所得税及び法人税の関係の説明があり、仮想通貨の交換後仮想通貨が暴落し納税資金が足りなくなる例などが示された。

最後に、玉盛勝久委員から、仮想通貨と相続税、贈与税、準確定申告の説明があり、仮想通貨の売却価格が課税額に満たなくなる例などが示され、遺産に仮想通貨がある場合の弁護士業務の注意点などが説明された。

第12分科会

犯罪被害者の実名報道について

犯罪被害者支援委員会委員 附田 直樹 (67期)

京都大学大学院法学研究科の曾我部真裕教授と神奈川県弁護士会所属の天野康代弁護士から、犯罪被害者の実名報道について、報告がなされた。

曾我部真裕教授からは、実名報道原則の長年の議論の歴史及び実名報道の論拠の解説があり、現在の情報化社会の中で実名報道が必要とされてきた論拠が妥当しなくなってきたのではないかと報告がなされた。そのうえで、報道機関の実名報道主義は再構築される必要性があり、実名報道が必要とされる論拠に即したルール確立が必要である旨の報告がなされた。

もっとも、報道の自由が国民の知る権利に奉仕するものとして憲法上保障されていることから、法整備によるルール化ではなく、報道機関による自律的なガイドライン等でルール化されるのが望ましく、そうすることでルールの実効性の確保も期待できるとの指摘がなされた。

天野康代弁護士からは、実務に即して、実名報道原則や実名報道のルール確立の必要性が指摘され、犯罪被害者の実名報道について、神奈川県弁護士会の被害者支援の初動対応等の報告がなされた。

第13分科会

東京で独立開業した。 ～経費のかけ方、削り方～

若手会員総合支援センター開業・就業支援部会 中山 貴公 (75期)

まず、冒頭の開会挨拶で、山本昌平副会長より、若手会員総合支援センターの開業・就業支援部会では、これまでも東京で独立開業を果たした複数の若手会員を講師にセミナー開催実績があり、いずれも参加した若手会員から好評を博して来たとの説明があった。

それらに引き続き、今回の夏期合研では、「経費のかけ方、削り方」と題し、経費にフィーチャーしたセミナーが開催された。本部会の角学委員(69期)が進行のコーディネートを務め、講師役のパネリストは川端克俊会員(59期)、

中村剛会員(66期)、小寺悠介会員(66期)、野崎洋平会員(69期)の4名が務めた。

セミナーで取り上げられた経費は、主に賃料、OA・便利ツール、人件・外注費、広告費の4分野であった。講師陣から各経費についての実態・工夫等が披露された。当センターの伊藤敬史委員長代行の締め挨拶でも、個別のサービスにも踏み込んだ言及があったことで参考になる面が多であったとも述べられた。

第14分科会

日本語で復習！英語によるコモンロー勉強会

国際委員会副委員長 瀧澤 渚 (67期)

国際委員会では、2021年より、当会会員全員が参加できる連続セミナーとして、「英語によるコモンローセミナー」を開催している。当委員会委員である外国法事務弁護士複数名を中心とした講師陣による全6回のセッションで、コモンローの概要、エクイティの概要、秘密保持契約、商事取引契約、訴訟手続及び仲裁手続について学べるものとなっており、初めてコモンローについて触れる会員から、コモンローの理解を深めたい会員等、幅広い層が参加できる内容となっている。

本分科会では、これまでに実施された4回のセッションを、浅田委員、深野委員、池田委員の解説の下、日本語で振り返る試みを行った。本編の充実度はもちろん、質疑応答も双方向の興味深いものとなり、ご参加くださった全ての会員に感謝したい。

残り2回のセッションはイギリスにおける訴訟手続や、仲裁手続について学ぶ予定となっており、こちらにも多くの会員に参加いただきたい。

第15分科会

これって業務妨害？ ～物理とネットでの業務妨害への備え～

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局次長 清水 佳代子 (68期)

弁護士に対する業務妨害は、落ち度が無くても受けるおそれがあり、いつ誰が受けてもおかしくない状況にある。

本分科会では、前半に、当委員会の石川直紀委員長が物理的な弁護士業務妨害についての支援活動の概要や実際に支援要請をする際の流れなどの総論を、当職より業務妨害として自覚しにくい事例を各論として報告した。

後半は、昨今のインターネットを使用した弁護士業務妨害の広がりを受けて、斎藤悠貴委員が実際の被害や影響、予防や事後対応について解説した。また、北條孝佳委員

からは、法律事務所・弁護士へのサイバー攻撃対策の観点から、SNS等への投稿者やサイバー攻撃の犯人の特定を困難にする匿名化通信技術について詳細な解説がなされた。

物理とインターネットでの弁護士業務妨害の実態把握や理解を深めることにより、妨害への備えができ、今後の弁護士業務妨害の被害の予防、減少に繋がる内容であった。

第16分科会

改正障害者差別解消法を学ぼう！

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長 高橋 未紗 (61期)

当委員会は「改正障害者差別解消法」をテーマとする報告を行った。

今般このテーマを取り上げたのは、来る令和6年4月の改正法施行により、弁護士会のみならず個々の法律事務所や弁護士も、障害者に対する合理的配慮を行う法的義務が生じることから、人権擁護の担い手たる会員に、障害者の人権について正しく理解をしていただきたいという思いからである。

当日は、まず前提として押さえておきたい、法が前提と

している「障害者」の概念の解説を行った後、改正法が禁止する不当な差別的取扱いや、合理的配慮不提供型差別について、裁判例やガイドライン等が挙げる具体例を用いて、実践的な説明を行った。

是非、一人でも多くの弁護士に「改正障害者差別解消法」の理解を深めていただき、障害者を含むあらゆる人々の人権擁護にご尽力いただきたいと切に願う次第である。

第17分科会

対応に配慮が必要な相談者、依頼者対応

公設事務所運営特別委員会副委員長 押田 朋大 (63期)

当委員会では、昨年も「困難なクライアント」と題して、困難事例での相談技法について考える分科会を開催したが、本分科会はそのから一歩掘り下げようというものである。

当会は、3つの公設事務所（東京、北千住、多摩の各パブリック）を擁しているところ、各公設事務所はそれぞれの特徴を活かしながら、支援の届きにくい方に対してリーガルサービスを提供してきた。その特色に沿って、各公設事務所の担当者が、債務整理、刑事、民事家事の各分野について、まず30分程度各事務所の紹介や分野別

の発表をしたのち、後半はそれを掘り下げる座談会を開催した。

座談会では、分野を切り分けるだけでなく、難しさを抱える原因を、①依頼者の性質②依頼者のおかれた状況③弁護士のおかれた状況と3分類して分析、対応の検討を行った。通常業務の中で事例の「難しさの原因」を分析することはあまりないため、新しい視点を提供できたのではないかと考えている。

第18分科会

DSA (デジタルサービス法) 等から考えるプラットフォームラーの責任

消費者問題特別委員会副委員長 山本 瑞貴 (69期)

本分科会では、取引等の場を提供するプラットフォーム（以下「PF」という）へ更なる法整備が求められていることを背景に、PFを巡る法制度について知見を得るべく、龍谷大学のカライスコス・アントニオス教授を招聘し、EUにおけるPFを巡る法制度について講義いただいた。まず、DSAに、PFの規模に応じた行政規制及び私法上の規定が存在していることについて説明いただいた。次に、PFがその出品者等に対して支配的な影響力を有する場合に、PFが公法上の規制を受けるとのEUの裁判例が存在すること

や、この裁判例の影響を受けたELIモデル準則という有力な立法提案において、支配的な影響力等を要件に、消費者が出品者等に対して有する民事上の権利をPFに主張できると規定されており、これがポルトガルの立法に影響を与えていることを説明いただいた。その規模や影響力に応じてではあるが、PFに民事責任等を負わせるこれら法制度は、非常に示唆に富むものであった。

全体討議

変えよう！再審法～えん罪被害者を速やかに救うために～

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

1 えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

刑訴法第4編「再審」（以下「再審法」という）は、500を超える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

日弁連は、2022年6月に再審法改正実現本部を設置し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

当会も、同年4月に再審法改正実現本部を設置し、同年5月30日の定期総会で「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

2 これらを受けて、本年度の夏期合同研究の全体討議は、「変えよう！再審法～えん罪被害者を速やかに救うために～」が開催された。

最初に、西嶋勝彦会員（17期）から、「事実を求めて」というテーマで講演をいただいた。西嶋会員は、八海事件、仁保事件、徳島事件、島田事件等の弁護を手掛けられ、現在は袴田事件弁護団長として、袴田巖氏の再審無罪判決を目指して尽力されている。我が国の刑事弁護のレジェンドと言っても過言ではない。西嶋会員は、これまでの数々のえん罪事件の弁護活動について語られ、若手会員に対して「再審はお金にはならないが、非常にやりがいがあり、意欲がある人は是非再審事件の弁護活動に参加して欲しい」との激励を述べられた。

次に、伊藤修一会員（59期、袴田事件弁護団、人権擁護委員会第6部会（再審）部会長）から袴田事件の事例報告、佃克彦会員（45期、東電女性社員殺害事件弁護団、三鷹事件弁護団）から東電女性社員殺害事件の事例報告があった。いずれの事件でも、検察官による証拠の不開示、再審開始決定に対する検察官の抗告（異議申立）の問題性が指摘された。袴田事件では、捜査機関によるいわゆる「5点の衣類」の捏造という重大な問題も指摘された。

次に、鴨志田祐美弁護士（57期、京都弁護士会、大崎事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部本部長代行）から、再審法改正に関する日弁連の取り組みの現状と課題について講演をいただいた。現行再審法の問題点、再審手続における証拠開示の制度化と検察官抗告の禁止の必要性について、分かりやすく解説され、再審法改正を実現するために国会議員、マスコミ、世論等への働きかけを行うことの重要性和必要性を述べられた。

本全体討議には65名が参加した。再審弁護の実情とやりがい、再審法改正の早期実現の重要性和必要性等につき、非常に実りのある、充実した全体討議になったものと思われる。

3 袴田事件の再審公判が今秋にも開かれる見込みであり、再審についての社会の関心はかつてない程に高まっている。再審法改正を実現するには、今を置いてほかにない。

本全体討議の成果を踏まえて、日弁連とも連携し、今後も当会として再審法改正の実現に向けて努力していきたいと思っている。